

一	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
二	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	1
三	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	2
四	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	9
五	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	10
六	知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（抄）	11
七	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）	12
八	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	12
九	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（抄）	13
十	総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）	14
十一	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	15
十二	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）（抄）	18
十三	金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）	19
十四	消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）	20
十五	消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）	20
十六	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	21
十七	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	30
十八	法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）（抄）	32
十九	外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）	33
二十	財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）	34
二十一	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（文部科学省設置法の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 後のもの。）（抄）	36
二十二	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）	37
二十三	自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）	39

二十四	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（農林水産省設置法の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）及び競馬法の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）（抄）	40
二十五	食育基本法（平成十七年法律第六十三号）（抄）	44
二十六	経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（抄）	45
二十七	国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）（抄）	46
二十八	環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄）	49
二十九	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（防衛省設置法等の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）（抄）	50
三十	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）	53
三十一	情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）	54
三十二	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	55
三十三	海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（抄）	55
三十四	宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）	56
三十五	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	57
三十六	農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による廃止前のもの。）（抄）	57
三十七	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（防衛省設置法等の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）（抄）	58
三十八	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（防衛省設置法等の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）（抄）	58
三十九	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）	59
四十	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）	59
四十一	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）	59
四十二	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）（抄）	60
四十三	日本勤労者住宅協会の法（昭和四十一年法律第三十三号）（抄）	60
四十四	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）	60
四十五	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	61

四十六	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号）（抄）	63
四十七	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（抄）	63
四十八	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	63
四十九	中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（抄）	64
五十	高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五百十三号）（抄）	64
五十一	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）（抄）	65
五十二	行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）	65
五十三	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）	65
五十四	国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百十九号）（抄）	66
五十五	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）（抄）	66
五十六	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄）	67
五十七	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）	68
五十八	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（抄）	68
五十九	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）	68
六十	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）	69
六十一	コンテナの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）	69
六十二	郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	70
六十三	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）	70
六十四	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）	71
六十五	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第一百十三号）（抄）	71
六十六	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）	72
六十七	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）	72
六十八	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）（抄）	73
六十九	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百十二号）（抄）	73
七十	水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）（抄）	74
七十一	雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）（抄）	74

七十二	健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）（抄）	75
七十三	サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）（抄）	75
七十四	まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三百三十六号）（抄）	76
七十五	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第 号）（抄）	76
七十六	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（抄）	77
七十七	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（抄）	77
七十八	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）	77
七十九	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	79
八十	子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（抄）	79
八十一	国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）（抄）	79
八十二	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）（抄）	80
八十三	復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）	80
八十四	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）	82
八十五	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	82
八十六	アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）（抄）	83
八十七	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）（抄）	83

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 (略)

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 (略)

(行政機関の長)

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

2 各省大臣は、国务大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、内閣総理大臣が、自らこれに当ることを妨げない。

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第十五条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることが出来る。

○ 内閣法(昭和二十二年法律第五号) (抄)

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。

第十二条 (略)

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 三十四 (略)

③・④ (略)

○ 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (抄)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務 (内閣官房が行う内閣法 (昭和二十二年法律第五号) 第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一・二 (略)

三 経済に関する重要な政策 (経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項 (次号に掲げるものを除く。)

三の二 国家戦略特別区域 (国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第七号) 第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。第三項第三号の七において同じ。)における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

三の三 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出 (研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推

- 進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六条第一項第四号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 六の三 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項
- 八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項
- 九 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項
- 十二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項
- 十三 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項
- 十四 青少年の健全な育成に関する事項
- 十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項
- 十六 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項
- 十七 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項
- 十八 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 (略)
- 二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三 (略)
- 三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。
- 三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行

う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四〇六（略）

六の二 第一項第三号の三の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七〇二十七の二（略）

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二十七の六 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二八〇四四五（略）

四十六 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する

こと。

四十六の二 自殺対策の大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十六の三 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十七～五十 （略）

五十の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十一・五十二 （略）

五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第二条に規定する調査審議に関すること。

五十四の二 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

五十四の三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の七第二項及び第六十条の五第二項に規定する事務

五十四の五 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十五～五十八 （略）

五十九 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条及び第六条第二項に規定する事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 （略）

第十条 第四条第一項第十一号から第十三号まで及び第三項第十八号から第二十六号までに掲げる事務については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十二条の二 第四条第一項第十六号及び第十七号並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十三条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(所掌事務等)

第二十六条 (略)

2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号の二までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策並びに同項第二号及び第四号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。

3・4 (略)

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(略)

(略)

官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
(略)	(略)
統計委員会	統計法（平成十九年法律第五十三号）
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法
(略)	(略)

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応会議を置く。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
食育推進会議	食育基本法
(略)	(略)
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法

自殺総合対策会議

自殺対策基本法

(略)

(略)

(北方対策本部)

第四十一条 北方対策本部は、第四条第一項第十三号及び第三項第二十三号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

2～8 (略)

(子ども・子育て本部)

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2～8 (略)

(総合事務局の所掌事務等)

第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務

イ～ホ (略)

2 (略)

附則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第八号並びに第三項第七号の八及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三條の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

2 (略)

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（以下「中心市街地の活性化」という。）を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関し、基本理念、政府による基本方針の策定、市町村による基本計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置、中心市街地活性化本部の設置等について定め、もって地域の振興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本計画の認定）

第九条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 15 (略)

（資料の提出その他の協力）

第七十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

（事務）

第七十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できなかったものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（資料の提出その他の協力）

第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

（事務）

第十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（都市再生緊急整備協議会）

第十九条 (略)

20 (略)

11 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。

12 (略)

○ 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 (略)

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。)、大学共同利用機関(国立大学法人法(平成十五年法律第一百二十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。)、及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。))であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。))であつて試験研究を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であつて、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。

2～4 （略）

（資料の提出その他の協力）

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

（事務）

第四十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定

を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（三以上の都府県の区域（平成十八年四月一日現在における都府県の区域をいう。）の全部をその区域に含むものに限る。）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であつて政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいう。

2 この法律において「広域行政」とは、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」という。）に関する行政をいう。

3・4 (略)

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(事務)

第二十七条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七号第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七号第二項第三号において同じ。）をいう。

25 (略)

(資料の提出その他の協力)

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して

、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(事務)

第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

(任務及び所掌事務)

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一（十一）（略）

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

十四 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百十七号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

十五 皇宮警察に関すること。

十六 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。

十七 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。

十八 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関すること。

十九 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。

二十 犯罪統計に関すること。

二十一 警察装備に関すること。

二十二 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。

二十三 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に關すること。

二十四 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に關すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務

3 前項に規定するもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。

4 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（監察の指示等）

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十四号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2・3 （略）

（専門委員）

第十二条の三 国家公安委員会に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に關する法律（昭和五十五年法律第三十六号）及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に關する法律（平成二十年法律第八十号）の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため、専門委員若干人を置く。

2 専門委員の任命、任期その他専門委員に關し必要な事項は、政令で定める。

（所掌事務）

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五条第二項各号に掲げる事務をつかさどり、及び同条第三項の事務について国家公安委員会を補助する。

（長官官房の所掌事務）

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 （略）

四 所管行政に關する企画、立案及び総合調整に關すること。

五 所管行政に關する政策の評価に關すること。

- 六 法令案の審査に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 情報の公開に関すること。
- 九 個人情報の保護に関すること。
- 十 留置施設に関すること。
- 十一 警察職員の人事及び定員に関すること。
- 十二 監察に関すること。
- 十三 予算、決算及び会計に関すること。
- 十四 国有財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- 十五 会計の監査に関すること。
- 十六 警察教養に関すること。
- 十七 警察職員の福利厚生に関すること。
- 十八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 十九 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 二十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 二十一 警察装備に関すること。
- 二十二 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 (略)

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十七号及び第十八号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 十一 (略)

十二 第二十一条第二十号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費

2・3 (略)

(組織及び権限)

第三十八条 (略)

2・3 (略)

4 第五条第三項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

5・6 (略)

(警視庁及び道府県警察本部)

第四十七条 (略)

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどり、並びに第三十八条第四項において準用する第五条第三項の事務について都道府県公安委員会を補佐する。

3・4 (略)

○ 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）（抄）

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2・3 (略)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（抄）

(任務)

第三条 金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七 (略)

附 則

(所掌事務の特例)

第八条 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

2 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一〜二十七 (略)

○ 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たさ

- れ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節（略）

第二節 審議会等

第一款 設置（第八条）

第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）

第二款の二 行政不服審査会（第十七条の二）

第二款の二 独立行政法人評価制度委員会（第十七条の二）

第二款の三 独立行政法人評価制度委員会（第十七条の三）

第三款 国地方係争処理委員会（第十八条）

第四款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）

第五款 電波監理審議会（第二十条・第二十一条）

第三節・第四節（略）

第四章（略）

附則

（任務）

第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

三から九まで 削除

十 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関する事。

十一 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事。

十二 行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する事。

十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）を含む。以下同じ。）に関する共通的な制度の企画及び立案に関する事。

十四 独立行政法人の新設、目的の変更その他当該独立行政法人に係る個別法（独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法をいう。）、国立大学法人法及び総合法律支援法の定める制度の改正並びに廃止に関する審査を行う事。

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行う事。

- 十六 政策評価（国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。
- 十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
- 十八 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
- 十九 第十七号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。
- イ 独立行政法人の業務
- ロ 第十五号に規定する法人の業務
- ハ 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人（その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。）の業務
- ニ 国の委任又は補助に係る業務
- 二十 行政評価等に関連して、前号ニの規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。
- 二十一 各行政機関の業務、第十九号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること。
- 二十二 行政相談委員に関すること。
- 二十三 地方自治及び民主政治の普及徹底に関すること。
- 二十四 国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関すること。
- 二十五 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に関する総合的な調査を行うこと。
- 二十六 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十七 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに関する事務を行うこと。
- 二十九 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に関し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。
- 三十 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
- 三十一 地方自治に関する調査及び研究に関すること。

- 三十二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十三 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十四 住民基本台帳制度に関すること。
- 三十五 住居表示制度に関すること。
- 三十六 行政書士に関すること。
- 三十七 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三十八 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。
- 三十九 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。
- 四十 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十一 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十二 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。
- 四十三 第四十号及び第四十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。
- 四十四 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。
- 四十五 地方公共団体の財政に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四十六 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに国の歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。
- 四十七 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関すること。
- 四十八 後進地域その他の特定の地域に対する国の財政上の特別措置に関すること。
- 四十九 地方交付税に関すること。
- 五十 地方債に関すること。
- 五十一 地方公共団体の財政資金の調達に関するあつせん、助言その他の協力に関すること。
- 五十二 当せん金付証券に関すること。
- 五十三 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 五十四 地方公共団体の経営する企業に関すること。
- 五十五 地方公共団体の財務に係る事務に関する資料の提出の要求、調査及び助言に関すること。
- 五十六 地方公共団体の財政の健全化に関すること。
- 五十七 第四十五号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に関すること。

- 五十八 地方税に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 五十九 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に関すること。
- 六十 前二号に掲げるもののほか、地方税に関すること。
- 六十一 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関すること。
- 六十二 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- 六十三 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。
- 六十四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- 六十五 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。
- 六十六 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十七 日本放送協会に関すること。
- 六十八 非常事態における重要通信の確保に関すること。
- 六十九 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- 七十 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 七十一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 七十二 電波の利用の促進に関すること。
- 七十三 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 七十四 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 七十五 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七十六 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 七十七 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 七十八 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
- 七十九 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に関すること。
- 七十九の二 郵便証司に関すること。
- 七十九の三 信書便事業の監督に関すること。

- 八十条 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
- 八十一条 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。
- 八十二条 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に関すること。
- 八十三条 統計職員の養成の企画及び立案に関すること。
- 八十四条 国際統計事務の統括に関すること。
- 八十五条 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の実施及び製表並びに国の行政機関又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に関すること。
- 八十六条 第八十一号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の発達及び改善に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。
- 八十七条 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 八十八 削除
- 八十九 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に関すること。
- 八十九の二 平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平成十二年法律第百十四号）第九条第四項に規定する弔慰金等に関すること。
- 九十 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労の事務に関すること。
- 九十一 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に対して追悼の意を表す事務に関すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。
- 九十二 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定による政党事務所周辺地域の指定に関すること。
- 九十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条の規定による個人番号（同法第二条第五項に規定する個人番号をいう。）の指定及び通知、同法第二条第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理に関すること。
- 九十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十六 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に関する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。
- イ 地方公務員に対する地方自治に関する高度の研修

ロ 国家公務員及び地方公務員に対する統計に関する研修

九十七 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務

九十八 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務

九十九 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

（勧告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十一号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第十九号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第二十号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

5～8 （略）

第八条 （略）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

独立行政法人評価制度委員会

行政不服審査会

独立行政法人評価制度委員会

国地方係争処理委員会

電気通信紛争処理委員会

電波監理審議会

第二款の二 行政不服審査会

第十七条の二 行政不服審査会については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二款の三 独立行政法人評価制度委員会

第十七条の三 独立行政法人評価制度委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三款 国地方係争処理委員会

第十八条 国地方係争処理委員会については、地方自治法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四款 電気通信紛争処理委員会

第十九条 電気通信紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第五款 電波監理審議会

第二十条 電波監理審議会については、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第二十一条 削除

（管区行政評価局等）

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一～四 （略）

3～6 （略）

（総合通信局等）

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、

2 公務員制度調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣又は総務大臣の諮問に応じて国家公務員に関する制度に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は総務大臣に意見を述べること。

3 公務員制度調査会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、公務員制度調査会の組織及び委員その他の職員その他公務員制度調査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(地方財政審議会の所掌事務の特例)

第五条 (略)

2 (略)

3 地方財政審議会は、第九条及び前二項に定める事務をつかさどるほか、平成二十一年三月三十一日までの間、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律(平成二十年法律第八十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。)、及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの(株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。)をいう。次項において同じ。)をいう。

3 9 (略)

(公共サービス改革基本方針)

第七条 内閣総理大臣は、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、前項第三号から第七号までに掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、民間事業者が公共サービスに関しその実施を自ら担うことができるかと考える業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、民間事業者の意見を聴くものとする。

4 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、国の行政機関等の長等に対し、当該国の行政機関等が実施している公共サービスに関し、その内容その他の参考となる情報の提出を求め、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項第四号に掲げる事項に係る部分の案を定めようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方公共団体がその特定公共サービスに関しその実施を民間事業者に担わせることが適当と認める業務の範囲及びこれに関し政府が講ずべき措置について、地方公共団体の意見を聴くものとする。

6 内閣総理大臣は、公共サービス改革基本方針の案を定めようとするときは、官民競争入札等監視委員会(第三十七条に規定する官民競争入札等監視委員会)をいう。以下第五章までにおいて同じ。)の議を経なければならない。

7 内閣総理大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

8 内閣総理大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。

9 (略)

10 内閣総理大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない。

(設置)

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十八条 (略)

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 (略)

4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

(委員)

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期)

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 (略)

(専門委員)

第四十三条 (略)

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3・4 (略)

○ 法務省設置法 (平成十一年法律第九十三号) (抄)

(任務)

第三条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一〇 十一 (略)

十二 刑及び勾留、少年院に送致する保護処分及び少年鑑別所に送致する観護の措置、補導処分並びに監置の裁判の執行に関すること。

十三 一三 三四 (略)

三十五 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。

三十六 一三 三九 (略)

(法務局及び地方法務局)

第十八条 法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第二十一号から第二十三号まで及び第二十六号から第三十一号までに掲げる事務並びに法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事務を分掌する。

二 一五 (略)

(地方入国管理局)

第二十一条 地方入国管理局は、法務省の所掌事務のうち、第四条第三十二号から第三十四号までに掲げる事務を分掌する。

二 一四 (略)

○ 外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

(任務)

第三条 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十九 (略)

○ 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号) (抄)

(任務)

第三条 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四十四 (略)

四十五 国家公務員の宿舍の設置(合同宿舍については、その設置及び管理) に関すること並びに国家公務員の宿舍の管理に関する事務の総括に関すること。

四十六〜五十四 (略)

五十五 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関すること。

五十六〜六十一 (略)

六十二 削除

六十三 削除

六十四 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

六十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

六十六 政令で定める文教研修施設において、国の会計事務職員の研修及び所掌事務(財務省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。)に関する

る研修を行うこと。

六十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務

（財務局）

第十三条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第四条第一号、第三号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十二号、第三十五号、第三十六号、第四十号、第四十一号、第四十二号（製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関するものを除く。）から第四十六号まで、第六十一号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

一〇七 （略）

二〇三 （略）

（財務支局）

第十四条 （略）

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

三〇五 （略）

（税関等）

第十六条 税関及び沖繩地区税関は、財務省の所掌事務のうち、第四条第二十三号から第二十七号まで第四条第二十四号から第二十八号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一〇四 （略）

二〇六 （略）

（所掌事務）

第二十条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第二十二号第二十三号まで、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 （略）

(国税局等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、第四条第十七号、第十九号（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）、第二十号、第六十五号及び第六十七号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一～三 (略)

4～8 (略)

(国税庁監察官)

第二十六条 国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。）についてその職務上必要な監察及び第四条第二十一号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。

2・3 (略)

附 則

1 (略)

2 当分の間、第四条第十七号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方消費税の譲渡割」と、「徴収」とあるのは「徴収並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 財務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。

5 (略)

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（文部科学省設置法の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）（抄）

(任務)

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九十三 (略)

(所掌事務)

第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号(スポーツの振興に係るものに限る。)、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

(所掌事務)

第二十八条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号(学術及びスポーツの振興に係るものを除く。)、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務をつかさどる。

附 則

(所掌事務の特例)

2 文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職 (第五条)

第二節 審議会等 (第六条―第十五条)

第三節 施設等機関 (第十六条)

第四節 地方支分部局 (第十七条―第二十四条)

第四章 中央労働委員会 (第二十五条)

附則

(任務)

第三条 厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。

2 厚生労働省は、前項のほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八十八 (略)

八十九 精神保健福祉士に関すること。

九十 百十一 (略)

2 (略)

第三節 施設等機関

第十六条 (略)

第四節 地方支分部局

(地方厚生局)

第十八条 地方厚生局は、厚生労働省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号、第九号から第十七号まで、第十八号、第十九号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第二十八号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十七号から第四十号まで、第七十四号、第七十五号、第七十七号、第七十九号から第八十二号まで、第八十四号、第八十五号、第八十七号から第九十六号の二まで、第九十八号から第百号の二まで、第百二号、第百四号及び第百十一号に掲げる事務を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

2・3 （略）

（地方厚生支局）

第十九条 （略）

2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁及び消費者委員会設置法第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属させられた事務をつかさどる。

3～5 （略）

○ 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

（施策の大綱）

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

（設置及び所掌事務）

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。
2 （略）

（組織等）

第二十一条 （略）

- 2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 (略)
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6・7 (略)

○ 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号) (農林水産省設置法の一部を改正する法律案(平成二十七年法律第 号)及び競馬法の一部を改正する法律案(平成二十七年法律第 号)による改正後のもの。) (抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節～第三節 (略)

第四節 特別の機関(第十二条―第十六条)

第五節 (略)

第四章 (略)

附則

(任務)

第三条 農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 (略)

- 五 日本農林規格及び並びに食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。）及び飲食物品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関する事（農林物資の品質に関する表示（これらの基準の策定に関するものを除く。））。
- 六 飲食物品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。
- 七 卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関する事。
- 八 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち所掌に係るものに関する事。
- 九 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 十 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事。
- 十一 所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関する事。
- 十二 所掌事務に係る国際協力に関する事。
- 十三 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。
- 十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事（食品衛生に関する事及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）。
- 十五 農作物の作付体系の合理化に関する事。
- 十六 農林水産植物の品種登録に関する事。
- 十七 家畜（家きん及びみつばち蜜蜂を含む。以下同じ。）の改良及び増殖並びに取引に関する事。
- 十八 農地の土壌の改良並びに汚染の防止及び除去に関する事。
- 十九 草地の整備に関する事。
- 二十 病虫害の防除、家畜の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関する事。
- 二十一 獣医師及び獣医療に関する事。
- 二十二 肥料、農機具、農薬、飼料その他の農畜産業専用物品（蚕糸業専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事（経済産業省がその生産を所掌する農畜産業専用物品の生産に関するものを除く。）。
- 二十三 農業機械化の促進に関する事。
- 二十四 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関する事。
- 二十五 農業経営の改善及び安定に関する事。
- 二十六 農業を担うべき者の確保に関する事。
- 二十七 農業労働に関する事。
- 二十八 農業技術の改良及び発達並びに農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事。

二十九 農地制度に関すること。

三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。

三十一 農業構造の改善に関すること。

三十二 農業者年金に関すること。

三十三 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。

三十四 農林水産業及び食品産業その他の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関すること。

三十五 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関するこ
と。

三十六 削除

三十七〜八十七 (略)

第三章 本省に置かれる職及び機関

第四節 特別の機関

(農林水産技術会議)

第十二条 本省に、農林水産技術会議(次条から第十六条までにおいて「会議」という。)を置く。

第十三条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七 (略)

第十四条 会議は、会長及び委員六人をもって組織する。

2〜4 (略)

第十五条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 (略)

第十六条 第十二条から前条までに規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方農政局)

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第三号から第十号まで、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）、第二十二号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 二〇四（略）

2（略）

（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）

第十九条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十一号（輸出に係るものに限る。）、第十三号、第十四号、第二十四号、第二十五号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務

二 二〇四（略）

2・3（略）

（所掌事務）

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第

十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。

附 則

1 (略)

2 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。

3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)

4 (略)

○ 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）（抄）

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 (略)

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 (略)

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 (略)

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2・3 (略)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)
 - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

○ 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号) (抄)

(任務)

第三条 経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六十

2 (略)

(経済産業局)

第十条 経済産業局は、経済産業省の所掌事務（第四条第一項第二号、第十二号、第十三号、第四十四号、第四十七号及び第五十九号に掲げる事務を除く。）を分掌し、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属させられた事務をつかさどる。

2〇4 (略)

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

(任務)

第三条 国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇百二十五 (略)

百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七・百二十八 (略)

(国土地理院)

第二十八条 国土地理院は、第四条第九号、第十号（測量業の発達、改善及び調整に係るものを除く。）、第十六号（測量その他の国土の管理に係るものに限る。）及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

2〇4 (略)

(地方整備局)

第三十一条 地方整備局は、国土交通省の所掌事務のうち、次に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）の全部又は一部を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号、第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号に規定する政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に關すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三十三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十号（運輸技術及び気象業務に關連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第五十六号に規定する施策に關する調査及び調整その他当該施策の推進に關すること。

六 (略)

2 (略)

(北海道開発局)

第三十三条 北海道開発局は、国土交通省の所掌事務のうち、北海道の区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一号、第二十四号及び第三十九号から第四十一号までに規定する政策に係る計画及び方針に關する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進に關すること。

二 第四条第三号、第六号、第八号、第十一号、第十三号、第十四号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第三十二号から第三十四号まで、第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号、第一百一号から第一百三号まで、第一百十二号（基準の設定に係るものを除く。）、第一百三十三号、第一百四十四号、第一百十六号、第一百二十号（運輸技術及び気象業務に關連する技術に係るものを除く。）及び第二百二十八号に掲げる事務

三・四 (略)

五 第四条第五十六号に規定する施策に關する調査及び調整その他当該施策の推進に關すること。

六 (略)

2 5 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）
、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）
、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）
、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）
第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）
、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2・3 (略)

(地方航空局)

第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百四号、第百六号から第百八号まで、第百九号（空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）
、第百十号（航空路、航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）
及び飛行計画の承認に係るものを除く。）
、第百十一号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）
、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 (略)

(航空交通管制部)

第四十条 航空交通管制部は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百十号（航空交通管制（航空路管制及び進入管制に限る。）
及び飛行計画の承認に係るものに限る。）
及び第百二十八号に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

2 6 (略)

(所掌事務)

第四十四条 観光庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二十一号から第二十三号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第四十七条 気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十六号、第一百十九号から第二百二十二号まで、第二百二十四号から第二百二十六号まで及び第二百二十八号に掲げる事務をつかさどる。

(管区気象台等)

第四十九条 管区気象台等(管区気象台及び沖縄気象台をいう。以下同じ。)は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第二百二十号、第二百二十一号(地球磁気及び地球電気に関するものを除く。)、第二百二十二号及び第二百二十八号に掲げる事務を分掌する。

227 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(略)

2 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十二号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。

○ 環境省設置法(平成十一年法律第一百一号) (抄)

(任務)

第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」とい

う。)並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十五 (略)

(地方環境事務所)

第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。

3・4 (略)

○ 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号) (防衛省設置法等の一部を改正する法律案(平成二十七年法律第 号)による改正後のもの)。
(抄)

(任務)

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。)を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 防衛省は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下「相互防衛援助協定」という。)の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関すること。
- 二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。
- 三・四 （略）
- 五 職員の人事に関すること。
- 六 職員の補充に関すること。
- 七〜十二 （略）
- 十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。
- 十四〜二十三 （略）
- 二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の債務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下この条において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
- 二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この条において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び複利厚生に関すること。
- 二十六〜三十四 （略）

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 三 （略）
- 四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務
- 五 第四条第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。
- 六 第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。
- 七・八 （略）

(情報本部)

第二十八条 情報本部は、第四条第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

2・3 (略)

(地方防衛局)

第三十一条 (略)

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部
- 二 第四条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの(第四条第十三号及び第三十四号に係るものに限る。)については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(所掌事務)

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務(第八条第六号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

(職員の身分取扱い)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、防衛省に置かれる職員(防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員及び第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。)の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制は、自衛隊法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

附 則

(所掌事務の特例)

2 防衛省は、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(略)

(職員の身分取扱いの特例)

- 4 第四十一条の規定の適用については、平成三十年五月十六日までの間、同条中「第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第二十四号に掲げる事務又は同条第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の規定による特別給付金に関する事務」とする。

○ 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 (略)

2 (略)

- 3 委員は、内閣官房長官、指定行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。

4 (略)

- 5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府において総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては、内閣府と国土交通省において共同して処理する。

6 (略)

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十二条 中央交通安全対策会議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

- 2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長(指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。)及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

（設置）

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立て審査請求について調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項
- 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条
- 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

（委員）

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（設置）

第四十四条 内閣府に、統計委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員等の任命）

第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

○ 海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

（事務）

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）

第三章 宇宙基本計画

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 （略）

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（所掌事務）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 （略）

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法

(平成十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

○ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) (抄)

附則

(総務省設置法の適用除外)

第三条 新法の規定に基づく農林中央金庫については、改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」という。) 第四十一条第一項の規定は、なおその効力を有する。

○ 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号) (農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号) による改正前のもの。) (抄)

附則

第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十一号)ノ施行後ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号ノ規定並ニ同条第十九号及第二十一号ノ規定(同条第十九号ニ掲グル業務ニ関スル事務ニ係ル部分ヲ除ク) ハ之ヲ適用セズ

② (略)

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（防衛省設置法等の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）
（抄）

（一般職及び特別職）

第二条（略）

②（略）

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

一 一五 （略）

十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるものうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七 （略）

④⑦ （略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（防衛省設置法等の一部を改正する法律案（平成二十七年法律第 号）による改正後のもの。）
（抄）

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官及び防衛審議官並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに防衛装備庁（政令で定める合議制の機関を除く。）を含むものとする。

25 （略）

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（抄）

附 則

第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

○ 競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）（抄）

附 則

（総務省設置法の適用除外）

第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

附 則

第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）の施行後においては、日本消防検定協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係

る部分を除く。)は、適用しない。

- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号) (抄)

附則

(総務省設置法の適用除外)

- 第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律(平成八年法律第八十八号)の施行後においては、基金については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定(同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

- 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号) (抄)

(宅地建物取引業法等の適用除外)

第四十条 (略)

- 2 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定(同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は、協会には、適用しない。

- 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号) (抄)

(法務大臣の認定を受けた者についての弁護士の資格の特例)

- 第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するもの

の課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十五号若しくは第三十七号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法学を研究する大学院の置かれていているものの法学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法学の教授若しくは准教授の職に在った期間が通算して五年以上になると。

二～四 （略）

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一～二十七 （略）

二十八 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員

二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員

二十九～三十一 （略）

三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員

三十二～五十六 （略）

五十七 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員

五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員

五十七の三 再就職等監視委員会委員

五十八 （略）

五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員

五十九～七十五 （略）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
<p>（略）</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>（略）</p> <p>九二二、〇〇〇円</p>

○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）（抄）

（職業訓練等についての特別措置）

第十条（略）

2（略）

3 防衛大臣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十五号に掲げる事務として、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。

○ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（中央防災会議の設置及び所掌事務）

第十一条（略）

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものに限る。以下「防災担当大臣」という。)がその掌理する事務について行う諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

五・六 (略)

3・4 (略)

○ 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)(抄)

附則

9 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第九条の規定の施行後においては、会社については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定(同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

○ 高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百五十三号)(抄)

附則

(総務省設置法の適用除外)

第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十四号)第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定(同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は適用しない。

- 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）（抄）

附 則

（総務省設置法の適用除外）

- 第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。

- 行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）（抄）

（行政相談委員）

第二条 総務大臣は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者に、次に掲げる業務を委嘱することができる。

- 一 行政機関等（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号イからハまでに規定する法人で政令で定めるものをいう。以下同じ。）の業務に関する苦情の相談に応じて、総務大臣の定めるところに従い、申出人に必要な助言をし、及び総務省又は当該関係行政機関等にその苦情を通知すること。

二 （略）

- 2・3 （略）

- 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）

（国の行政機関及び特殊法人の配置）

第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。

○ 国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（抄）

（特殊法人等の講ずる施策等）

第四十二条 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて行政執行法人以外のものその他これらに準ずるものとして政令で定める法人のうち、その設立の根拠となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの（以下「特殊法人等」という。）は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない。

2・3 （略）

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第百二十四号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第十四条第一項及び第二十四条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この法律において「民間企業」とは、次に掲げる法人をいう。

一〜三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益（法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分若しくは国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業又はこれに類するものとして人事院規則で定めるものの実施による収益及び補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を除く。）によって得ている本邦法人（次に掲げるものを除く。）のうち、前条の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定めるもの

イ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター

ロ 法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの

ハ・ニ

3 5 (略)

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

3 4 (略)

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一・二 （略）

254 （略）

○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの）をいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

○ 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。))は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。))を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

○ 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一〜四 (略)

五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)

六 (略)

2 (略)

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号) (抄)

(国等によるコンテンツの提供)

第二十四条 (略)

2 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、及び大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)、は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号) (抄)

(資料の提出その他の協力の要請)

第二十五条 民営化委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)、の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。
4・5 （略）

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一～四

五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

六 （略）

○ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一〇五 (略)

六 政策金融機関、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

七 (略)

○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2〇4 (略)

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

6・7 (略)

○ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）（抄）

(母子福祉団体等母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力)

第六条 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律に

より直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものは、物品及び役務の調達に当たっては、母子及び寡婦福祉法母子及び父子並びに寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子・父子福祉団体その他母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるもの（以下この条において「母子福祉団体等母子・父子福祉団体等」という。）の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならない。

○ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第二十二條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

○ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百十二号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第十三條 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成

十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) 及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

○ 水循環基本法(平成二十六年法律第十六号) (抄)

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) 及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

○ 雨水の利用の推進に関する法律(平成二十六年法律第十七号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。) 又は特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。) のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による

3 (略) 法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。

○ 健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 (略)

○ サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄）

（国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保）

第十三条 国は、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）等におけるサイバーセキュリティに関し、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

○ まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三百三十六号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第 号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）並びに大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（抄）

（機構の目的）

第四条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、情報の電磁的流通（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十三号に規定する情報の電磁的流通をいう。第十四条第一項において同じ。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。

- 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（抄）

（センターの目的）

第三条 独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）は、国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第八十五号に規定するものをいう。以下「国勢調査等」という。）の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府（次号に掲げる機関を除く。）
- 二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあっては、警察庁を除く。）並びに警察庁

- 三 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）
- 四 公害等調整委員会
- 五 原子力規制委員会

2 (略)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 総務大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5・6 (略)

（資料の提出の要求及び調査等）

第十五条 (略)

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 (略)

二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務

三・四 (略)

3・4 (略)

（評価及び監視との連携の確保）

第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

附則

（自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第二百五十九条の三（略）

2（略）

3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

二・三（略）

4～9（略）

○ 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）（抄）

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2（略）

○ 国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）（抄）

（目的）

第一条 国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二第四条第一項第三号の三の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

（構成及び運営）

第二条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

一 （略）

二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二第四条第一項第三号の三の改革に関する事務を掌理する職にある者

三 十一

2 10 （略）

○ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）（抄）

（調達価格及び調達期間）

第三条 （略）

2 4 （略）

5 経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号及び同条第三項第六十一号に掲げる事務を掌理するものをいう。）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

6 9 （略）

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）

附 則

（他の法律の適用の特例）

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	第四条第十六号	及び内閣府設置法	第五条第二項	、内閣府設置法
(略)	第四条第十七号	各府省	各府省	各府省及び復興庁	各府省及び復興庁

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、

同項中「三 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）」とあるのは、
 「三 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁
 三の二 各省（総務省にあつては次号に掲げる機関、環境省にあつては第五号に掲げる機関を除く。）」とする。

3 (略)

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）

第四十七条 第三号施行日から第四号施行日の前日までの間における第四十五条の規定による改正後の総務省設置法第四条第九十三号の規定の適用については、同号中「、同法第二条第七項に規定する個人番号カード並びに同法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステム（同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）の設置及び管理」とあるのは、「並びに同法第二条第七項に規定する個人番号カード」とする。

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（抄）

（国家戦略特別区域会議）

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十一条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

一 国家戦略特別区域担当大臣（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第三号の二に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第三号の七に掲げる事務を掌理するものをいう。以下同じ。）

二 (略)

2 8 (略)

○ アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）（抄）

附 則

（内閣府設置法の一部改正）

第五条（略）

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の四を削る。

第三十七条第三項の表アルコール健康障害対策関係者会議の項を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。

「労働保険審査会

アルコール健康障害対策関係者会議」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（アルコール健康障害対策関係者会議）

第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

○ 個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）（抄）

附 則

(財務省設置法の一部改正)

第三十四条 (略)

第三十五条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「第四十二条」を「第三十八条」に改める。

第三十六条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号中「第三十八条」を「第三十九条」に改める。